

令和 7 (2025) 年度
「教育委員会 の点検・評価」 報告書
(令和 6 (2024) 年度対象)

令和 7 (2025) 年 9 月

栃木県教育委員会

は じ め に

現在、技術革新やグローバル化が急速に進み、社会の大きな変革期にあります。また、気候変動などの影響もあり、未来を正確に予想することは一層難しくなっています。県教育委員会では、このような状況や課題を的確に捉えた上で、とちぎの子どもたちが明日に希望をもって、たくましく生き抜く力を培えるよう、令和3年2月に「栃木県教育振興基本計画2025」を策定し、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間における本県教育行政の基本方針を示しました。

本報告書は、効果的な教育行政を一層推進するとともに県民への説明責任を果たす趣旨から、本ビジョンの4年目に当たる令和6(2024)年度における県教育委員会の事業の執行状況等について自ら点検及び評価を行い、それをまとめたものです。

この点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とあり、この規定に基づいて本報告書を作成し、公表するものです。さらに、同条第2項の「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」という規定に基づき、点検・評価の客観性を確保するため有識者による検討会議を設置して、委員の皆様から様々な御意見をいただきながら点検・評価を行いました。

県教育委員会としては、この点検・評価を十分に踏まえ、「栃木県教育振興基本計画2025」の基本理念である「とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます」の実現に向けて教育施策の着実な推進に努めて参りたいと考えております。

今後とも、県民の皆様には、この基本理念の実現と栃木県の教育・文化・スポーツの充実・発展のために、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7(2025)年9月
栃木県教育委員会

目 次

I	本県における「教育委員会の点検・評価」について	1
	「栃木県教育振興基本計画 2025」の施策体系	2
	令和 6 (2024) 年度の主な取組	4
II	教育に関する事務の執行状況の点検及び評価	
	基本目標Ⅰ 学びの場における安全を確保する	10
	基本目標Ⅱ 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす	12
	基本目標Ⅲ 未来を切り拓く力の基礎を育む	16
	基本目標Ⅳ 自分の未来を創る力を育む	21
	基本目標Ⅴ 豊かな学びを通して夢や志を育む	25
	基本目標Ⅵ 教育の基盤を整える	28
III	教育委員会の活動状況について	36

I 本県における「教育委員会の点検・評価」について

1 目 的

栃木県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行いその結果を公表することにより、本県における教育行政の適切かつ効果的な執行等を一層推進するとともに、県民への説明責任を果たすことを目的とする。

2 対 象

「栃木県教育振興基本計画 2025」(以下「ビジョン」という。)の施策体系(2 ページ参照)の6つの基本目標ごとに、令和6(2024)年度の主な事業の執行状況、推進指標の進捗状況及び教育委員会の活動状況について点検・評価を実施する。

3 報告書の構成

点検・評価の結果をまとめた本報告書は、以下の内容で構成した。

- ・施策の方向：ビジョンの6つの基本目標にそれぞれ関連の深い20の基本施策について、施策の方向を掲載
- ・推進指標：ビジョンに示した21の推進指標(令和2(2020)年度の数値を基準値とする)を掲載(令和2(2020)年度の数値がない場合は、令和元(2019)年度の数値を基準値としている。)
- ・取組状況と成果及び今後の対応方向：令和6(2024)年度の主な事業についての取組状況と成果及び今後の対応方法の概要を掲載
- ・検討会議委員からの主な意見：第三者から構成される検討会議の委員からいただいた御意見のうち、主なものを掲載

4 検討会議の設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」に基づき、以下の構成員による検討会議を設置する。

(50 音順)

選 出 分 野	氏 名	所 属 等
大学等の専門的な識見を有する者	松村 啓子 氏	宇都宮大学共同教育学部長
小学校又は中学校の校長経験者	松本 和士 氏	元宇都宮市立戸祭小学校長
高等学校又は特別支援学校の校長経験者	丸茂 博 氏	元大田原女子高等学校長
生涯学習分野の知識を有する者	湯澤 美佐江 氏	日光市社会教育指導員
小学生、中学生又は高校生の保護者	若林 弥加 氏	栃木県高等学校PTA連合会

5 議会への提出及び公表

県議会に報告書を提出(令和7(2025)年9月)するとともに、教育委員会のホームページ「栃木県教育委員会 とちぎの教育」に掲載し、公表する。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/kyouikugyousei/kyouikuiinkai/index.html>



「栃木県教育振興基本計画 2025」の施策体系

基本理念	基本目標	基本施策・主な取組
心豊かに ともに切り拓く たくましい人を育てます とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き	I 学びの場における安全を確保する	1 学校安全の徹底・充実 (1) 教員の学校安全に関する資質・能力の向上 (2) 校内の体制整備の強化 (3) 安全教育の充実
	II 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす	2 人権尊重の精神を育む教育の充実 (1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備 (2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上 (3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実
		3 特別支援教育の充実 (1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上 (2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築
		4 多文化共生に向けた教育の推進 (1) 国際教育の推進 (2) 日本語指導が必要な児童生徒への指導・支援の充実
	III 未来を切り拓く力の基礎を育む	5 確かな学びを育む教育の充実 (1) 学びの基礎を培う幼児教育の充実 (2) 学習の基盤となる資質・能力の育成 (3) 確かな学力の育成
		6 豊かな心を育む教育の充実 (1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実 (2) 子どもの読書活動の推進
		7 健やかな体を育む教育の充実 (1) 体育活動の充実 (2) 学校保健、食育・学校給食の充実
	IV 自分の未来を創る力を育む	8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実 (1) 学業指導の充実 (2) 教育相談・支援体制の充実 (3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応
		9 社会に参画する力を育む教育の充実 (1) 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実 (2) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進
		10 キャリア教育・職業教育の充実 (1) キャリア教育の充実 (2) 職業教育の充実
	V 豊かな学びを通して夢や志を育む	11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (1) ふるさととちぎを学ぶ機会の充実 (2) 伝統や文化に関する教育の充実 (3) 文化財の保存と文化財に触れ親しむ機会の充実

		12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実 (1) 高度な学びの機会の充実 (2) 産学官連携による産業教育の充実 (3) 国際的視野やチャレンジ精神の涵養
		13 県民一人一人の生涯学習への支援 (1) 生涯学習推進の基盤づくり (2) 生涯にわたる学びの機会の充実 (3) 学びを生かした地域づくりの促進
		14 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進 (1) 本県選手の競技力の向上 (2) 大会の開催によるレガシー（遺産）の継承
	VI 教育の基盤を整える	15 学校教育の情報化の推進 (1) 教員の I C T活用指導力の向上 (2) 情報モラル教育の充実 (3) I C T環境の充実
		16 教員の資質・能力の向上 (1) 養成・採用・研修の一体的な取組の推進 (2) 教員のキャリアステージに応じた研修の充実
		17 学校運営体制の充実 (1) 学校の指導体制の充実 (2) 学校における働き方改革の推進 (3) 教職員の保健管理の充実
		18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 (1) 「ふれあい学習」の推進 (2) 学校と地域の連携・協働の推進 (3) 家庭教育への支援
		19 魅力ある県立高校づくりの推進
		20 学校施設・設備の整備 (1) 県立学校施設・設備の整備 (2) 公立小・中・義務教育学校施設の整備促進

令和6(2024)年度の主な取組

基本 目標	基 本 施 策	主 な 取 組 内 容
Ⅰ 学 び の 場 に お け る 安 全 を 確 保 す る	基本施策1 学校安全の徹底・ 充実	(1) 教員の学校安全に関する資質・能力の向上 ・安全管理・危機管理研修会の開催 ・大学院研修教員派遣及び内地留学生派遣 ・運動部活動リスクマネジメント研修会の開催 ・危機管理に関する校内研修の実施 ・運動部活動指導者研修会の開催 ・安全な登山に向けた指導者のための研修会の開催等 (2) 校内の体制整備の強化 ・危機管理体制や安全確保の対策等の確認に関する指導主事訪問 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 (3) 安全教育の充実 ・安全教育指導者研修会の開催 ・学校安全総合支援事業 ・高等学校交通問題地域連絡協議会の運営
	基本施策2 人権尊重の精神を 育む教育の充実	(1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備 ・推進方針等について共有を図るための各種会議の開催 (2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上 ・人権教育指導者の養成及び資質・能力の向上を図るための各種研修会の開催 ・支援訪問の実施 ・指導資料の活用の推進 (3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実 ・副教材等の作成及び活用の推進 ・研究学校及び総合推進地域の指定 ・研究推進のための支援訪問の実施 ・地域や家庭への啓発
	基本施策3 特別支援教育の 充実	(1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上 ・校内支援体制の強化に向けた研修会の開催 ・発達障害専門家チーム等の学校派遣 ・インクルーシブ教育エリアコーディネーター配置事業 (2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築 ・本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用の推進 ・各学校段階等の移行期における支援情報の引継ぎの推進
	基本施策4 多文化共生に向け た教育の推進	(1) 国際教育の推進 ・英語教育の充実 ・長期・短期留学支援 ・高等学校ALT活用事業 (2) 日本語指導が必要な児童生徒への指導・支援の充実 ・外国人児童生徒教育拠点校事業 ・帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業 ・帰国・外国人児童生徒教育研究協議会の開催

基本 目標	基 本 施 策	主 な 取 組 内 容
Ⅲ 未 来 を 切 り 拓 く 力 の 基 礎 を 育 む	基本施策5 確かな学びを育む 教育の充実	(1) 学びの基礎を培う幼児教育の充実 ・ 架け橋期の教育の充実 ・ 幼児期における「遊び」の理解促進 (2) 学習の基盤となる資質・能力の育成 ・ 新教育課程定着・促進支援事業 ・ 創意ある教育課程の編成と実施 (3) 確かな学力の育成 ・ 創意ある教育課程の編成と実施 ・ 学校における教育指導等の改善・充実を図る取組を推進 ・ 家庭における学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組を推進 ・ とちぎ学力向上推進事業(とちぎっ子学力アッププロジェクト) ・ S T E A M教育推進事業
	基本施策6 豊かな心を育む 教育の充実	(1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実 ・ 道徳教育総合支援事業 (2) 子どもの読書活動の推進 ・ 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進 ・ 家読(うちどく)の推進 ・ 高校生読書活動の推進
	基本施策7 健やかな体を育む 教育の充実	(1) 体育活動の充実 ・ 教科体育の充実 ・ 幼児期からの運動習慣形成プロジェクト ・ とちぎっ子体力ジャンプアッププロジェクト ・ 運動部活動指導者研修会の開催 ・ 中・高校生全国大会優勝者・指導者知事表彰 ・ 市町立中学校部活動指導員配置事業 ・ 県立学校部活動指導員配置事業 ・ 部活動の地域移行に向けた取組の推進 (2) 学校保健、食育・学校給食の充実 ・ 健康教育の充実 ・ 健康教育対策及び研究事業 ・ 薬物乱用防止教室推進事業 ・ 健康教育総合推進事業 ・ 食育推進事業 ・ 栄養教諭等の研修の充実 ・ 学校給食管理の徹底

基本 目標	基 本 施 策	主 な 取 組 内 容
Ⅳ 自 分 の 未 来 を 創 る 力 を 育 む	基本施策8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実	(1) 学業指導の充実 ・児童・生徒指導推進委員会の開催 ・児童・生徒指導推進中央・地区別研修会の開催 ・問題行動等未然防止プログラム事業 ・学業指導応援チーム派遣事業 ・学校における子どもの居場所と絆づくり支援事業 (2) 教育相談・支援体制の充実 ・スクールサポート推進事業 ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・SNSを活用した相談事業 ・スクールカウンセラー等活用事業 ・「いじめ相談さわやかテレホン」の実施 ・不登校児童生徒支援事業 ・教育相談事業（来所相談） (3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応 ・ネットパトロール事業 ・スクールロイヤー活用事業 ・いじめ問題等解決支援事業 ・不登校児童生徒に対する経済的支援推進事業
	基本施策9 社会に参画する力を育む教育の充実	(1) 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実 ・公共的な事柄に関わる学習の推進 ・専門家や関係機関と連携した学習の推進 ・共生社会の実現を目指した体験的な学習の推進 ・消費者教育の充実 ・福祉教育の充実 (2) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進 ・SDGsの達成に向けたESDの観点からの学習の推進 ・学校と地域の連携による地域課題を探究する学習の推進 ・環境教育・エネルギー教育の充実 ・未来を創る高校生地域連携・協働推進事業 ・高校生未来の職業人育成事業
	基本施策10 キャリア教育・職業教育の充実	(1) キャリア教育の充実 ・キャリア形成支援事業 ・とちぎの高校生「じぶん未来学」の推進 (2) 職業教育の充実 ・高校生未来の職業人育成事業 ・個に応じた実践的な職業教育の充実 ・福祉・労働等の関係機関と連携したきめ細かな就労支援の推進

基本 目標	基 本 施 策	主 な 取 組 内 容
Ⅴ 豊かな学びを通して夢や志を育む	基本施策11 ふるさとの自然・ 歴史・伝統・文化 等を学ぶ機会の 充実	(1) ふるさととちぎを学ぶ機会の充実 ・「とちぎふるさと学習」の推進 ・地域の素材や環境を活用した学習等の促進 ・学校と地域が連携・協働した多様な教育活動の推進 (2) 伝統や文化に関する教育の充実 ・郷土や我が国の伝統や文化及び他国の文化の理解と尊重 ・専門家や関係機関との連携による学習の充実 ・芸術文化の鑑賞や体験活動等による伝統や文化に触れる機会の充実 ・文書館資料の充実と普及 (3) 文化財の保存と文化財に触れ親しむ機会の充実 ・文化財の調査及び適切な保存の推進 ・文化財の情報発信と活用の促進 ・とちぎ“いにしえの回廊”づくり事業 ・日光杉並木街道保護事業 ・いにしえのとちぎ発見どき土器わく湧くプロジェクト事業
	基本施策12 より高度な世界・ 広い世界に触れる 機会の充実	(1) 高度な学びの機会の充実 ・大学院研修教員派遣及び内地留学生派遣 ・とちぎ子どもの未来創造大学推進事業 (2) 産学官連携による産業教育の充実 ・キャリア形成支援事業 ・高校生未来の職業人育成事業 ・産業教育担当教員の現場実習派遣 ・全国産業教育フェア栃木大会 (3) 国際的視野やチャレンジ精神の涵養 ・海外留学支援 ・高等学校ALT活用事業
	基本施策13 県民一人一人の生 涯学習への支援	(1) 生涯学習推進の基盤づくり ・生涯学習推進体制の充実 ・公民館や青少年教育施設等、社会教育施設の機能充実 ・社会教育主事有資格者の養成及び資質向上 ・生涯学習の指導者の養成及び資質向上 ・新青少年教育施設整備運営事業 ・「文化と知」の創造拠点（県立美術館、図書館及び文書館）整備構想の策定 (2) 生涯にわたる学びの機会の充実 ・とちぎ県民カレッジの充実 ・障害者の生涯学習を推進する学習機会の提供 ・とちぎ子どもの未来創造大学推進事業 ・青少年活動の充実 (3) 学びを生かした地域づくりの促進 ・地域コーディネーターの養成及び資質向上 ・地域課題解決のための学習機会の充実 ・生涯学習情報提供システム「とちぎレインボーネット」の運用
	基本施策14 いちご一会とちぎ 国体・とちぎ大会 を契機としたスポ ーツの推進	(1) 本県選手の競技力の向上 ・有望選手・チームの合宿等に対する助成 ・スポーツ指導員の配置 (2) 大会の開催によるレガシー（遺産）の継承 ・とちぎスポーツの活用による地域活性化推進事業 ・いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業

基本 目標	基 本 施 策	主 な 取 組 内 容
Ⅵ 教育の 基盤を 整える	基本施策15 学校教育の情報化 の推進	(1) 教員のＩＣＴ活用指導力の向上 ・情報教育の充実 ・教育ＤＸ推進事業 ・県立学校における情報通信機器（タブレット等）の効果的な活用の普及促進を図る。 (2) 情報モラル教育の充実 (3) ＩＣＴ環境の充実 ・ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業 ・学校教育タブレット端末等更新事業 ・公立学校における情報通信機器（タブレット等）の計画的な整備を図る。 ・ＩＣＴ活用研修の実施 ・授業目的公衆送信補償金制度活用事業
	基本施策16 教員の資質・能力 の向上	(1) 養成・採用・研修の一体的な取組の推進 ・教職員の人材確保 ・とちぎの教育未来塾の実施 (2) 教員のキャリアステージに応じた研修の充実 ・教職員研修事業の実施 ・大学院研修教員派遣及び内地留学生派遣 ・教職員研修事業の実施
	基本施策17 学校運営体制の 充実	(1) 学校の指導体制の充実 ・いきいきプロジェクト（少人数学級の充実） ・かがやきプロジェクト（学力向上実践加配及び学力向上推進リーダーの配置） ・インクルーシブ教育指導員モデル配置事業 (2) 学校における働き方改革の推進 ・学校における働き方改革マネジメント研修 ・勤退管理システムの運用 ・部活動の地域移行に向けた取組の推進 ・県立学校部活動指導員配置事業 (3) 教職員の保健管理の充実 ・健康診断、健康の保持増進のための啓発等の実施 ・県立学校部活動指導員配置事業 ・メンタルヘルス講座、ストレスチェック事業等の実施 ・スマイルプロジェクト（非常勤講師配置の充実） ・学校評議員制度、学校運営協議会制度の推進 ・学校における働き方改革モデル校事業 ・教員業務支援員等の配置 ・県立学校統合型校務支援システムの整備・運用 ・市町立中学校部活動指導員配置事業
	基本施策18 家庭・地域の教育 力の向上、学校と の連携・協働の推 進	(1) 「ふれあい学習」の推進 ・「ふれあい学習」推進のためのネットワークづくり等の支援 (2) 学校と地域の連携・協働の推進 ・地域コーディネーターの養成及び資質向上 (3) 家庭教育への支援 ・家庭教育支援者の養成 ・家庭教育相談体制の充実・アウトリーチ型家庭教育支援事業 ・家庭教育支援チームを組織化し、個別の支援が必要な家庭に対する学習機会や情報の提供を図る。 ・地域連携教員活動支援事業 ・とちぎの高校生「じぶん未来学」の推進

基本 目標	基 本 施 策	主 な 取 組 内 容
Ⅵ 整 教 え 育 る の 基 盤 を	基本施策19 魅力ある県立高校 づくりの推進	・各学校における特色ある教育活動の推進 ・学校運営協議会の開催 ・第三期県立高等学校再編計画の推進
	基本施策20 学校施設・設備の 整備	(1) 県立学校施設・設備の整備 ・県立学校施設長寿命化推進事業 ・県立学校校舎等の維持管理 ・産業教育設備の整備 (2) 公立小・中・義務教育学校施設の整備促進

Ⅱ 教育に関する事務の執行状況の点検及び評価

基本目標 I 学びの場における安全を確保する

基本施策 1 学校安全の徹底・充実

教育活動の安全が確保されるためには、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし、各活動の計画・実施に際してチェック機能が確実に働くとともに、各教員が最新の科学的知見や各種ガイドラインに基づく安全に関する知識を有し、その場の状況に応じた適切な判断ができることが重要です。さらに、自然災害や交通事故・犯罪等から児童生徒等が自ら身を守るためには、安全な生活を実現するために必要な知識や主体的に行動する態度を身に付けることが大切です。

そこで、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件や事故、災害等が発生した場合に、適切な対応ができるよう、教員の学校安全に関する資質・能力の向上や校内の体制整備の強化に取り組み、学校の教育活動における安全管理の徹底を図っていきます。

また、安全教育の充実を図り、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成していきます。

推進指標	学校管理下における負傷を伴う事故等の発生率(国公私合計) 〔災害共済給付状況(独立行政法人日本スポーツ振興センター)〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)			
	4.01%	3.54%	3.33%	3.47%	8月頃		2019年における全国最上位の水準(3.46%)を目指す

① 教員の学校安全に関する資質・能力の向上

○取組状況と成果	○ 安全管理・危機管理研修会を開催し、管理職等が学校事故対応に関する指針の改訂やヒヤリハット事例の活用について理解を深め、安全管理・危機管理に関する資質・能力の向上を図った。 ○ 運動部活動リスクマネジメント研修会において、運動部活動における安全確保及び事故防止、事後対応等を組織的に行うための理解を深め、リスク管理の資質・能力の向上を図った。また、運動部活動指導者研修会においては、スポーツハラスメントの防止や主体性を伸ばすためのコーチング等について学ぶことで、運動部活動を適切に実施するための指導力の向上を図った。
◇今後の対応方法	◇ 令和7年度の安全管理・危機管理研修会においては、安全管理・危機管理の徹底のため、安全点検や災害事例を学び、学校安全に係る教職員の資質・能力の向上を図る。 ◇ 引き続き、運動部活動リスクマネジメント研修会等を開催し、事故の要因となる危険の早期発見と除去、及び事故発生時の組織的対応にかかる県立学校教員の資質・能力の向上を図る。

② 校内の体制整備の強化

○取組状況と成果	○ 指導主事が計画的に県立学校を訪問し、学校の危機管理体制や安全確保の対策等を確認するとともに、学校が実施する危機管理に関する校内研修に対して指導助言を行うなど、学校安全及び危機管理に関する組織体制の強化を進めた。 ○ 登山計画審査会を開催し、学校教育の一環として行う登山が安全に実施できるよう、登山計画の事前審査等を行った。
----------	--

◇今後の対応方法	◇ 令和7年度以降も、引き続き学校安全及び危機管理に関する組織体制の強化を進めていく。 ◇ 安全登山の実現に向けて、最新の知見を活用するなど、審査内容等の改善を行っていく。
③ 安全教育の充実	
○取組状況と成果	○ 学校安全の中核を担う教員を中心に、児童生徒が自ら危険を回避するための防災教育等について理解を深める安全教育指導者研修会を開催するとともに、地域や関係機関と連携し、災害時に必要な避難訓練・炊き出し体験等を行うモデル事業を複数の学校で実施し、県内各校に周知することにより、児童生徒が自ら適切に判断し、主体的に行動するための安全教育の充実を図った。
◇今後の対応方法	◇ 引き続き、児童生徒が自ら危険を回避する能力を向上させるため、児童生徒目線のヒヤリハット事例等について理解を深める安全教育指導者研修会を開催するとともに、災害時に必要となる訓練や体験等を実施するモデル事業を実施し、県内各校に周知することにより、児童生徒が自ら適切に判断し、主体的に行動するための安全教育の充実を図る。

検討会議委員からの主な意見

- ・学校の安全体制整備は、教員だけでなく、事務職員や栄養職員等も含め、教職員が一丸となって進めていただきたい。
- ・緊急事態に備えて、児童生徒が、避難訓練や炊き出し体験をすることは大変重要である。今後も、地域・関係機関と連携し、防災教育への取組を進めていただきたい。

基本目標 II 一人一人を大切に、可能性を伸ばす

基本施策2 人権尊重の精神を育む教育の充実

人権とは、全ての人が幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。本県では、一人一人の人権が尊重されるよう、栃木県人権教育基本方針に基づき人権教育の推進に努めてきました。

しかし、令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療従事者や感染者等に対する偏見・差別や誹謗中傷などの事案が発生するなど、依然として様々な人権問題が生じている状況にあります。

このような現状を踏まえ、「人権教育推進の手引」等により今後取り組むべき課題や方向性を明らかにし、市町教育委員会や関係機関等と連携しながら人権教育の一層の充実を図っていきます。

推進指標	「自分にはよいところがあると思う」と答える児童生徒の割合（小6・中3）〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小	83.1%	79.2%	81.5%	85.4%	85.1%		100%を目指す
中	78.4%	78.9%	80.9%	82.5%	85.6%		

① 人権教育の充実に向けた連携体制の整備

○ 取組状況と成果	○ 人権教育研究推進事業（国）及び研究学校指定事業（県）を通して、人権教育に関する学校と地域の連携や指導体制並びに指導方法の工夫改善に取り組んだ。その成果や課題について、公開研究授業や教育研究発表大会人権教育部会等を通じて、県内の教職員や人権教育行政担当者等に広く周知・紹介等を行ったことで、各市町及び各学校における人権教育の推進を図ることができた。 ○ 栃木県に在住する外国人の増加を受け、「外国人の人権」をテーマとしたデジタル学習教材「人権の窓」を作成・配布した。人権教育指導者専門研修の受講者に本学習教材を活用した授業を実践していただき、実践事例をホームページに掲載して周知したり各種研修会で紹介したりしながら活用・促進に努めた。授業を受けた児童生徒からは「国ではなく個人を見て接したいと思うようになった」「お互いの立場をわかり合うことが大切だ」などの感想が出されるなど、本教材を活用することで個別の人権課題に対する取組の充実につなげることができた。
◇ 今後の対応方法	◇ 令和6年度の人権教育推進状況調査により、各校における人権教育全体計画の見直しが約10%の学校でされていないことが明らかになった。その原因として、PDCAサイクルの停滞やカリキュラム・マネジメントの視点の欠如、管理職の意識の低下等が考えられる。各研修等を通じて、全体計画の見直し及び活用について取り組むよう働きかけたり、人権教育アーカイブをはじめとした全国の実践事例の紹介等を積極的に行ったりして改善に努めていく。 ◇ 「人権の窓」は、いわゆる直接的指導において「差別解消を図るための資質・能力」の育成に結び付く教材として作成している。その趣旨を市町教育委員会や各学校の担当者に確実に周知すると同時に、人権教育推進のための支援訪問の中で「人権の窓」を活用した授業実践の研修を実施し、具体的な実践方法を伝達するなどしながら、更なる活用の促進に結び付けていく。

基本施策3 特別支援教育の充実							
障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指し、インクルーシブ教育システムの更なる推進が求められています。 本県では、幼児児童生徒が自信を育むとともに、周囲の人々と理解を深め合いながら相互に支え合う関係を構築することが重要であると捉え、校内支援体制を整え、安心感を高める指導・支援の充実に努めています。その中で、障害のある幼児児童生徒については、持っている力を最大限に発揮し、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導・支援を更に充実させていくことが必要です。 そこで、様々な障害のある幼児児童生徒がその年齢や能力・特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、全ての教員の理解促進と実践的な指導力の向上に努めるとともに、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築するなど、特別支援教育の一層の充実を図っていきます。							
推進指標	中・義務教育学校において、個別の教育支援計画を作成し、高等学校等へ進学した生徒のうち、引継ぎを実施した割合 〔障害のある幼児児童生徒の支援情報の引継調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)		
	65.0%	68.9%	74.3%	79.5%	90.0%		100%
① 教員の理解促進と実践的な指導力の向上							
○取組状況と成果	○ 特別支援教育学習指導研修では、特別支援学校を会場に小中学校の特別支援学級担当2年目等の教員対象研修を実施し、実践的な指導力の向上を図った。（小84名、中62名が参加） ○ 高等学校特別支援教育コーディネーター（特支 Co）連絡協議会では、高等学校における特別支援教育の取組等について理解を深めることで、個別の教育支援計画の活用や各学校の校内支援体制の充実につながった。（特支 Co：66名、通級による指導協力員：6名が参加）さらに、全校で特支 Co による校内研修を行い、教員の理解促進及び指導力向上を図った。 ○ 特別支援学校のセンター的機能による教員への支援を通して、小・中・高等学校等に在籍する障害のある児童生徒への適切な指導及び必要な支援の充実を図った。（延べ支援回数：171回）						
◇今後の対応方法	◇ 5教育事務所（河内、上都賀、芳賀、下都賀、塩谷南那須）のインクルーシブ教育エリアコーディネーター（エリア Co）による学校巡回指導（小中高）において、授業観察や教員研修等を実施し、教員に対し児童生徒一人一人に応じた指導・支援及び校内支援体制の強化について助言等を行っていくことにより、栃木県全体におけるインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の充実を図る。 ◇ 特別支援教育研究会（対象：小中高教頭）開催後に、各学校で特別支援教育に関する校内研修を必須で実施することとし、教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力のより一層の向上を図る。 ◇ 高等学校の特支 Co への研修、各校の特支 Co による校内研修の実施等により、高等学校における特別支援教育の充実を図る。						

② 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

○取組状況と成果	○ 特別支援教育研究会では、特別支援教育の取組の方向性や児童生徒の障害の状態等に応じた一貫した指導・支援の工夫に関する情報共有等を行うことで、各学校の校内支援体制の強化につながった。（県北・県央・県南の3会場で実施。小中高の教頭562名が参加） ○ 今年度から芳賀・下都賀教育事務所に1名ずつエリアCoを配置した。エリアCoによる中高連絡協議会を運営し、支援情報の引継ぎの在り方等について検討を行った。（芳賀：年2回、下都賀：年1回）
◇今後の対応方法	◇ 特別支援教育研究会（対象：小中高教頭）を開催し、小学校、中学校及び高等学校等における支援体制の整備、適切な指導及び必要な支援の更なる充実を目的として、管理職を対象とした研究会を開催することで就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の強化を図る。 ◇ 宇都宮公共職業安定所、栃木県障害者総合相談所との共催により、「生徒・学生支援に関する連携調整会議」を実施し、高等学校から進学先への支援情報の引継ぎ、進学先における学生支援の実際について関係者が理解を深め、一貫した支援体制の構築を図る。 ◇ 5教育事務所（河内、上都賀、芳賀、下都賀、塩谷南那須）のエリアCoを中心に連絡協議会（中高）を運営し、各学校段階でPDCAサイクルに基づく、有効な支援の手立てが蓄積された個別の教育支援計画の作成・活用に関する理解を深めるとともに、障害のある幼児児童生徒が地域の一員として、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、個別の教育支援計画を活用した引継ぎのより一層の推進を図る。

基本施策4 多文化共生に向けた教育の推進

在留外国人や外国人児童生徒が増加する中で、これからの社会の在り方として、多様な文化的背景や価値観をもつ人々を尊重し、共生することが求められています。

学校においても、全ての児童生徒が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりが期待されています。

そこで、本県では、様々な教育活動を通して、児童生徒に異文化理解や多文化共生の考え方が根付くよう、取組を充実させていきます。

推進指標	小・中・義務教育学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている割合 〔小・中学校教育課程等に係る調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	78.1%	87.1%	79.9%	79.2%	79.6%		100%

① 日本語指導が必要な児童生徒への指導・支援の充実

○取組状況と成果	○ 「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」の実施を通して、市町に対する、日本語指導ができる、又は児童生徒の母語が分かる支援員の派遣等への助成や、県立高校に対する、日本語指導支援員の派遣等を行うことにより、外国人児童生徒が、早期に学校や社会生活へ適応できるよう各学校における支援の充実を図ることができた。 ○ 「帰国・外国人児童生徒教育研究協議会」を通して、帰国・外国人児童生徒の学校生活への適応指導やその特性を生かす指導の在り方について協議することにより、各市町や各学校の実情に応じた支援の充実に繋げることができた。
◇今後の対応方法	◇ 外国人児童生徒が、共生社会の一員として社会を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力や可能性を伸ばすことができるよう、外国人児童生徒への日本語指導や学校生活への適応指導など、きめ細かな支援の一層の充実を図る。 ◇ 令和5年度から、高等学校においても「特別の教育課程」で日本語指導を行うことが可能となったことを踏まえ、小・中学校及び高等学校での連続性を重視した支援の充実を図る。

検討会議委員からの主な意見

・ 基本施策2の「人権尊重の精神を育む教育の充実」と基本施策4の「多文化共生に向けた教育の推進」の取組が密接につながっている。教育委員会の各課室所が、それぞれの施策に横断的に関わり、より一層充実したものにしていきたい。

・ 障害のある生徒が進学する際に、個別の教育支援計画等が確実に引き継がれることは非常に重要である。今後もさらに指標が向上するよう努めていきたい。

基本目標 Ⅲ 未来を切り拓く力の基礎を育む

基本施策5 確かな学びを育む教育の充実

学習指導要領（平成29・30年告示）の趣旨を実現し、児童生徒の資質・能力を育成する観点から、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びを実現していく必要があります。

そのため、幼児期においては、諸能力が相互に関連し合い総合的に発達していくこの時期の特徴を踏まえ、幼児の自発的な遊びを通した総合的な指導の中で、育みたい資質・能力を一体的に育む教育の充実を目指すとともに、小学校段階への円滑な接続を推進します。

小・中・高等学校の各学校段階においては、児童生徒の発達の段階に応じて、ICTを適切に活用しながら、一人一人に応じた適切な指導を行うことや、学校ならではの協働的な学び合いを大切に、新しい時代に必要となる資質・能力を育成します。

推進指標	幼小カリキュラム接続事業を実施している市町数 〔幼小連携推進状況調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	17市町	21市町	23市町	20市町	24市町		25市町
推進指標	「全国学力・学習状況調査（文部科学省）」の「教科に関する調査」の各教科（国語、算数・数学、理科、英語）の標準化得点の平均値（理科と英語は3年に1回程度実施）						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小6	(2019) 99.5 (国・算)	100.0 (国・算)	99.7 (国・算・理)	100.0 (国・算)	100.0 (国・算)		各教科の標準化得点の平均値が、全国平均(100.0)を上回る
中3	99.7 (国・数・英)	100.0 (国・数)	99.7 (国・数・理)	99.3 (国・数・英)	100.0 (国・数)		

① 学習の基盤となる資質・能力の育成

○取組状況と成果	○ 令和3(2021)年度から全ての教員を対象として実施している「小・中学校教育課程研究集会」を通して、各学校における学習指導や学習評価等に関する取組について協議を行い、単元や題材などの指導計画の在り方や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け授業改善について理解を深めた。 ○ 令和4(2022)年度から全ての教員を対象として実施している「高等学校教育課程研究協議会」を通して、高等学校の教育課程の実施に伴う指導上の諸問題について研究協議を行い、高等学校教育の改善及び充実を図るとともに、教職員の指導力向上を図った。協議会では、各校のICT活用に関する事例についても協議を行い、各校での実践を通して一人一人の生徒に応じた適切な指導の充実を図った。
◇今後の対応方法	◇ 児童生徒の言語能力や問題発見・解決能力等を育成することができるよう、教育課程研究集会における好事例を基に、学習指導上の留意点をまとめた動画資料を作成し、教員の指導力向上や教育課程に基づく学習指導の工夫改善を促進していく。 ◇ 児童生徒や学校、地域の実態等を踏まえ編成された教育課程に基づき、各学校が組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ることができるよう、各種研修や学校訪問等を通じて、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進を支援していく。

② 確かな学力の育成

○取組状況 と成果	○ 「とちぎっ子学力アッププロジェクト」の推進により、各学校においては、各種学力調査結果等から自校の強みと課題を見いだし、課題解決を図る「検証改善サイクル」の構築・運用が図られた。また、学力向上コーディネーターの派遣や学力向上推進リーダーの配置事業により各学校の課題に即した支援を充実させたことで、「検証改善サイクル」が効果的に運用され、日々の授業改善が推進されている。その結果として、全国学力・学習状況調査において、全国平均とほぼ同程度の水準を維持している。
◇今後の 対応方法	◇ 「全国平均を上回る」という推進指標を達成できていない状況が続いているが、このような状況を改善するためには、児童生徒の習熟度に応じて、これまで以上に寄り添った支援が必要である。そこで、年間複数回のチェックにより児童生徒の学習状況を的確に把握し、即座に教師の指導改善と児童生徒の学習改善につなげる「C B Tを活用した学力定着プログラム」を令和8年度から実施する。令和7年度はプログラム開始に向けて、調査問題や指導資料の作成をするとともに、C B T実施に向けての環境整備を行い、各学校に対する説明の機会を充実させていく。

基本施策6 豊かな心を育む教育の充実							
子どもたちを取り巻く社会環境が急激に変化し、将来を予測することが困難な時代に、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きる力が求められています。 これまで本県では、「いきいき栃木っ子3あい運動」や「教える育てる道徳教育」を推進し、子どもたちの豊かな心の醸成に努めてきました。 今後は、こうした取組を生かしながら、道徳教育の要である「特別の教科 道徳」の授業の質の向上を図るとともに、学校における道徳教育の一層の充実を目指していきます。 また、子どもの読書活動は、幅広い知識や考え方に触れ、自らの思索を深め、豊かな心を育むために欠くことのできないものであり、全ての子どもが主体的に読書に取り組めるよう支援していきます。							
推進指標	1か月に1冊も本（まんが・雑誌を除く。）を読まない児童生徒の割合（不読率）〔子どもの読書活動に関する実態調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
小	7.4%	10.3%	5.7%	6.3%	8.8%		5%以下
中	16.1%	15.5%	20.7%	14.8%	21.5%		14%以下
高	49.9%	49.6%	54.0%	49.5%	53.5%		40%以下
① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実							
○取組状況と成果	○ 児童生徒の道徳性を養うため、学校全体で取り組む道徳教育の在り方をテーマにした「新任道徳教育推進教師研修会」を実施することにより、道徳推進教師を中心とした校内研修等を通して、各小・中学校における道徳教育の充実を図った。 ○ 各小・中学校における授業の質向上に向け、本県の道徳教育の取組や学校で活用できる道徳教育の資料等を栃木県教育委員会のホームページに掲載し、研修会等を通じて活用促進を図った。また、令和6年度調査において「栃木県道徳教育ハンドブック」を、教育活動や校内研修等で活用している（する予定）学校数及びその割合は、小・中学校ともに95%程度であった。						
◇今後の対応方法	◇ 小・中学校における授業時数などの量的な確保は、多くの学校で適切に行われている。今後は、「考え、議論する道徳」への転換など、道徳科の授業の質的向上に向け、地区の実態を踏まえ、学校訪問での指導助言や研修内容を工夫するなどして各学校の取組を支援していく。 ◇ 小・中学校において、途切れることなく児童生徒の道徳性を養うことができるよう、本県で実施している指定校事業などの実践や道徳における小・中連携の必要性について、指導主事を対象とした研修会等で周知していく。						

基本施策 7 健やかな体を育む教育の充実							
本県の児童生徒の体力を見ると、新体力テストで全国平均を下回るなど、運動時間の減少や、運動する子としない子の二極化等が懸念されます。そこで、幼少期から様々な運動やスポーツを経験させ、その楽しさを十分に体得させることで運動やスポーツが好きな児童生徒を増やし、生涯にわたって運動に親しむことができるようにしていきます。							
また、現在、食生活を含めた生活習慣の乱れ、性の問題行動や薬物乱用、心の健康、さらにはアレルギー疾患や感染症の問題など、子どもたちを取り巻く健康上の課題は多岐にわたっています。そこで、自身の健康に関心を持ち、主体的に健康で安全な生活を送ることができるよう、学校保健、食育・学校給食の充実を図ります。							
推進指標	新体力テスト体力合計点の本県平均値と全国平均値の差 〔全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小5男子	(2019) ▲1.17点	▲0.78点	▲0.53点	▲0.47点	▲0.41点		小5、中2の男女とも全国平均値を上回る
女子	▲0.10点	0.32点	0.54点	0.58点	0.63点		
中2男子	▲0.37点	0.17点	▲0.35点	0.47点	0.21点		
女子	0.35点	0.84点	0.96点	1.49点	1.27点		
推進指標	・朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」児童生徒の割合（小6・中3）〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕 ・朝食を「全く食べない」生徒の割合（高3）〔本県児童生徒の体力・運動能力調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小6	(2019) 3.7%	4.8%	4.9%	5.4%	5.7%		0%を目指す
中3	5.4%	6.3%	6.7%	7.4%	7.3%		
高3	5.3%	5.9%	7.4%	7.2%	8.4%		
① 学校保健、食育・学校給食の充実							
○取組状況と成果	○ 食育の中核を担う栄養教諭等を対象とした研修の中で、朝食摂取の重要性や食に関する健康課題を抱える児童生徒への個別的な相談指導について講話を行い、児童生徒の食に関する知識や望ましい食習慣を身につけさせるための指導力を向上させた。 ○ 管理栄養士等の専門家を学校に派遣し、保護者と児童生徒に向けた講話等を通して、栄養や食事のとり方などについて、自ら判断し、食生活をコントロールしていく自己管理能力の育成を図った。						
○今後の対応方法	◇ 様々な健康課題を対処するには、学級担任だけでは困難な場合も多く、栄養に関する専門的な知識を要する栄養教諭が中心となって個別的な相談指導に取り組んでいく必要があるため、引き続き各種研修会の内容の充実を図り栄養教諭等の実践力を高める。 ◇ 「食に関する専門家派遣」を活用し、学校と家庭が連携して児童生徒一人一人が健康的な食習慣を確立できるよう、指導の充実に努めていく。						

検討会議委員からの主な意見

- ・一人一台端末を活用したＣＢＴを導入することにより、よりきめ細かな学習指導が可能となる。今後は、この取組を充実させ、学力向上につなげていただきたい。
- ・「読書の推進」や「食育」は教職員の取組だけでは十分ではなく、保護者の協力が必要である。児童生徒に加え、保護者に向けての啓発もお願いしたい。

基本目標 IV 自分の未来を創る力を育む

基本施策8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実

自己指導能力とは、自己受容と自己理解を基盤に、目標達成に向けて、自発的・自律的に自らの行動を決断し、実行する力のことです。

また、児童・生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。

児童生徒が、将来の自己実現(社会的自立)に向けて、自ら課題を発見し、その解決のための自己及び周囲にとって適切な行動を自ら考え、適切な自己選択と自己決定を行いながら、様々な人々と協働し、責任をもって行動できる力を身に付けることができるよう、児童生徒の自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実を図っていきます。

推進指標	「あなたの学級では、学校生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
小6	36.0%	37.2%	37.0%	39.0%	42.6%		増加を目指す
中3	35.3%	38.1%	38.0%	37.8%	45.3%		

① 学業指導の充実

○取組状況と成果	○ 「学業指導の充実」を「令和6(2024)年度栃木県児童・生徒指導の基本方針」の努力点の一つとして掲げ、各種研修会等において、県内全ての学校における取組の推進が図られるよう、県HPに掲載している冊子「学業指導の充実に向けて」の内容の周知に取り組んだ。 ○ 令和5(2023)年度から令和6(2024)年度にかけて県内10校を対象に「学業指導応援チーム派遣事業」を実施し、各学校の取組等について指導助言をすることで、各学校におけるPDCAサイクルによる取組が実践され、効果的な実践につながった。 ○ 学校や児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増加し、学校では、児童・生徒指導上の諸課題への対応に苦慮していることや、学校において、「児童・生徒指導」が児童生徒に対して社会的自立を図っていくための働きかけであることなどの理解や日々の働きかけの効果の検証・改善にむけた取組が十分とは言えないこと、児童・生徒指導の考え方である「学業指導」が「学習指導」と混同されている状況であることから、平成24年(2012)年3月に発刊した冊子「学業指導の充実に向けて」を改訂(令和7年3月)することで、学業指導の理解につながった。
◇今後の対応方法	◇ 各種研修会等において、「学業指導の充実に向けて(改訂版)」の具体的な活用方法について周知・啓発等に取り組む。 ◇ 学業指導の取組の充実を図るため、学業指導応援チーム派遣事業を通じて、各学校の取組等について指導助言をするとともに、各学校の取組状況等について他の学校も共有できるようにしていく。

② 教育相談・支援体制の充実

○取組状況と成果	○ スクールカウンセラーを、拠点校方式により県内全ての公立小・中学校及び義務教育学校に配置した。また、全ての県立高等学校に配置した。加えて、児童生徒指導主任や教育相談主任等を対象とした支援体制充実研修を実施することにより、学校における教育相談体制の充実が図られた。
----------	--

	○ 宇都宮市を除く全ての中学校区及び県立学校4校（拠点校方式）にスクールソーシャルワーカーを46人配置し、福祉的な支援が必要な児童生徒及び保護者に対する支援体制の強化を図った。また、スクールソーシャルワーカー養成研修会を開催したことで、人材を継続的に確保できた。
◇今後の対応方法	◇ 各種研修等を通して、スクールカウンセラーや教育相談担当者の資質を向上させるとともに、スクールカウンセラーによる校内研修会を実施することなどを通して、各学校における教育相談の充実を図る。 ◇ 各学校が、福祉的な支援が必要な児童生徒及び保護者に対して、福祉機関等と連携し、きめ細かな支援を実施することができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置拡充（重点配置も含む。※あと2人の増員を希望する）及び研修会等による資質向上に取り組む。また、スクールソーシャルワーカーの人材を継続的に確保するため、養成研修会を開催する。 ◇ 令和7（2025）年度は、中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校及び特別支援学校の生徒指導主事を対象に支援体制充実研修を開催し、各学校の支援体制の充実を図る。
③ 児童・生徒指導上の諸課題への対応	
○取組状況と成果	○ 学校だけでは解決が困難な児童・生徒指導上の諸課題等への適切な対応に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や、スクールロイヤーによる法律相談等を通じて、学校の相談体制や指導体制の強化を図った。 ○ 各教育事務所に「いじめ・不登校等対策チーム」を設置することで、各学校の体制支援等を行うとともに、児童生徒及び保護者からの電話相談や来所相談に対応することができた。 ○ 栃木県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの防止等に向けた対策について、有識者、学校関係者、PTA関係者、行政関係者による意見交換を実施することによって、県内の学校におけるいじめの防止等に関する関係機関及び関係団体との連携調整が図られた。 ○ 教育支援センターやフリースクールなどの民間施設・団体と教育委員会による連絡会を開催し、不登校児童生徒への支援の充実に向けた学校との連携の工夫や効果的な支援の在り方などについて協議することにより、連携の強化につながった。 ○ 不登校対策については、教育支援センターやフリースクール等の担当者による連絡会を開催して、必要な支援に関する意見交換を実施したほか、今年度から新たに、学習指導員を校内教育支援センターに配置するための助成も開始した。また、不登校に関する大規模調査（対象：児童生徒、保護者、教員）の結果や「不登校総合対策検討委員会」における外部有識者の意見を踏まえ、本県の課題を整理するとともに、今後の方向性として「栃木県不登校総合対策の方向性」をとりまとめた。
◇今後の対応方法	◇ 学校における組織的な指導体制の充実が図られるよう、各種研修会等を通じてスクールカウンセラー等の役割や効果的な活用方法の周知に努める。 ◇ 各学校が抱える児童・生徒指導上の課題等に関する情報を把握するとともに、解決に向けた指導助言等を行う。また、児童・生徒指導の推進を目的に各種研修会を実施する。 ◇ 学校と関係機関等との連携強化に向け、意見交換等の内容や方法を工夫するなど連絡協議会等の充実に努める。 ◇ 「栃木県不登校総合対策の方向性」を踏まえ、居心地向上に向けた実践研究や教員の指導力向上に向けた研修の充実、医療や福祉を含む県内関係機関との連携強化に向けた協議会の新設等により、不登校の未然防止、初期対応、支援の充実に努める。

基本施策9 社会に参画する力を育む教育の充実

公職選挙法の選挙権年齢が18歳以上に定められ、高等学校に在籍する生徒を含む18、19歳の若者が国や政治の重要な判断に加わることになりました。さらに、民法が改正され、令和4(2022)年度からは成年年齢が18歳以上に引き下げられました。

また、2015年の国連総会はSDGs(持続可能な開発目標)を採択し、2030年までの達成を目指しています。なお、SDGsの達成には、これまで推進してきたESD(持続可能な開発のための教育)が、重要な役割を担うと考えられています。

これらのことを踏まえ、社会を形成する一員として必要な判断力や実践力等を育み、よりよい世界の構築に向けて、主体的に社会に参画する力の育成を目指します。

推進指標	様々な社会問題について、生徒が自分のこととして捉え、社会参画力を育むことを目標とする教育活動を計画・実施している高等学校の割合						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2018)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)		
	39.6%	46.4%	50.0%	52.9%	60.3%		85.0%

① 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進

○取組状況と成果	○各学校では、小・中学校社会科や高等学校公民科の授業における現実社会の課題に関わる学習や児童会・生徒会活動等の特別活動、県及び市町議会等との交流など、児童生徒の発達の段階や学習状況、地域の状況に応じた様々な教育活動を行い、社会的事象等を当事者として考える経験等を通して、児童生徒の主権者意識を醸成し、社会に参画する力を育成した。 ○「未来を創る高校生地域連携・協働推進事業」の指定校では、高校生が地域の課題解決に向け、自治体や地域住民との連携・協働に取り組み、地域への愛着を育む機会の充実を図るとともに、地域企業と連携・協働した商品の開発やブランド化、全国産業教育フェア栃木大会での事例発表など、取組の成果の普及を図った。
◇今後の対応方法	◇引き続き、社会的事象等を当事者として考える機会を充実させるとともに、課題の把握、追究、解決という学習過程を通して、社会に参画する力の基盤を育むことができるよう、学校における教育活動全体を通じてその育成に取り組む。 ◇様々な社会課題について、生徒が自分のこととして捉え、社会参画力を育むことのできる教育活動の場を増やすとともに、地域や企業との連携を通じた課題解決型学習の充実を図る。

基本施策 10 キャリア教育・職業教育の充実

生産年齢人口の減少、情報化やグローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。そのような中においては、児童生徒が学習を人生や社会と関連付けていくことが重要であることから、児童生徒の発達の段階に合わせた体験活動等を取り入れながら、キャリア教育の充実を図ります。

また、高等学校では一人一人の勤労観、職業観を確立させるため、地域や産業界等と連携したインターンシップ等の職業体験活動の機会の充実を推進し、特別支援学校では、児童生徒一人一人の生涯にわたる自立と社会参加を見据え、職業教育における個に応じた指導の充実と、きめ細かな就労支援の推進を図ります。

推進指標	生徒一人一人が主体的に学ぶ体験活動を取り入れたキャリア教育を推進している高等学校の割合						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	57.6%	43.1%	63.8%	69.0%	93.1%		100%

① キャリア教育の充実

○取組状況と成果	○ キャリア教育の充実に向け、中学校進路指導主事研究協議会や県立学校キャリア教育・進路指導連絡協議会を開催し、キャリア教育及び進路指導等に関する情報を共有するとともに、キャリア教育を推進する上で、キャリア教育を学校の教育活動全体で実施することについて理解を深めた。 ○ インターンシップ推進事業を実施し、各校における職業体験活動の機会を充実させることで、一人一人の勤労観を育成した。併せて、地域ごとに学校地域連絡会議を開催し、活動内容等について情報を共有することで、指導体制の充実を図ることができた。
◇今後の対応方法	◇ 県立学校キャリア教育・進路指導連絡協議会等の機会を捉え、インターンシップ等の職業体験活動の充実について各学校に周知していく。 ◇ 生徒が自分の在り方や生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、キャリア形成支援事業などを活用しながらキャリア教育の更なる充実を図っていく。

検討会議委員からの主な意見

- ・ ホームページを活用し、学業指導の内容や指導事例が周知されている。引き続き、学業指導の具体的な方法について周知・啓発に取り組んでいただきたい。
- ・ 職業体験等を通して、児童生徒が主体的に自分自身の将来を考える機会を積極的に設け、キャリア教育の充実を図っていることが理解できた。今後は取組をさらに工夫し、児童生徒のキャリア意識をより高めていただきたい。

基本目標

V 豊かな学びを通して夢や志を育む

基本施策 11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実

グローバル化が進展する中で、子どもたちが主体性をもって生きていくには、国際感覚を磨き、国際的視野に立ちながら、郷土や我が国の伝統・文化等を尊重し、それらを育んできた郷土や我が国を愛するとともに、他国の異なる文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが大切です。

そのため、郷土や我が国の自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会について、学校教育においては、地域社会と連携・協働しながら、各学校の特色を生かした教科等横断的な視点で充実を図ります。社会教育においても、様々な体験や人との交流を通じて充実を図っていきます。

また、現在まで大切に守り伝えられてきた地域の文化財を次の世代に確実に継承するため、その価値を明らかにするとともに、県民が文化財に触れ、親しみ、理解を深めることにより、ふるさとへの愛情と誇りをもてるよう、積極的な活用を図ります。

推進指標	フェイスブック「体感!!とちぎの文化財」ページのコンテンツを見たユーザー数（累計）						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
	1,200,939件	1,961,350件	2,367,310件	2,756,584件	3,110,655件		3,511,000件

① ふるさととちぎを学ぶ機会の充実

○取組状況と成果	○ 小・中学校においては、児童生徒が産業や文化など多様な視点から、ふるさと“とちぎ”を学ぶことができるよう、「とちぎふるさと学習資料集（デジタルブック版）」の活用を促進することにより、各学校において身近な地域について学ぶ機会の充実を図った。 ○ 「ふるさと学習ホームページ」と「ふるさと学習資料集（デジタルブック版）」をリンクさせるなど、「ふるさと学習ホームページ」を再構築することで、学習環境の充実を図った。 ○ 高等学校においては、総合的な探究の時間などを活用し、地域との連携・協働を通じて地域課題や地域産業に関する調査研究を行い、郷土に関する理解を深めた。
◇今後の対応方法	◇ 児童生徒が、1人1台端末を活用し、主体的に学ぶことができるよう、学校訪問や研修会の機会を捉え、「とちぎふるさと学習資料集（デジタルブック版）」及び「ふるさと学習ホームページ」の活用促進を図る。 ◇ 高等学校においては、引き続き、総合的な探究の時間を中心とした地域社会との連携・協働を通じて、地域を含めた実社会について学ぶ機会の充実を図っていく。

基本施策12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実

社会が急激に国際化・情報化するに伴い、現代社会における諸課題も高度化・複雑化しています。これらに対応するために、他者と協働する力、最先端の知識・技能、国際的な視野及びチャレンジ精神を兼ね備えた人材の育成が必要とされています。

そのため、児童生徒の興味や関心を広げ、学ぶ意欲を高めるとともに、自分の未来を描くきっかけとするため、小・中学校段階から様々な分野において、専門性の高い技術等に触れる学習機会の提供を図ります。

高等学校においては、大学をはじめとした研究機関等と連携して高度な学びの機会を提供し、学問への理解を深める教育や、地域や産業界等と連携して実践的・体験的な学習活動を充実させ、地域産業を担う人材を育成する教育の充実を図ります。

また、留学支援や、世界で活躍する人物や海外経験のある生徒の経験を共有する場の充実を図り、グローバル社会において必要とされる資質能力の育成を目指します。

推進指標	留学や海外とのオンラインを通じた交流や研修等を実施した高等学校の割合						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	33.9%	20.3%	29.3%	45.0%	33.3%		65.0%

① 高度な学びの機会の充実

○取組状況と成果	○ とちぎ子どもの未来創造大学では、子どもたちの学習意欲の向上のため、「本物」に触れる学習機会を提供し、延べ1,900名程度が参加した。受講者アンケートでは、「講座で学んだことや初めて知ったことについてもっと勉強したいと思った」との回答が60%を超えるなど、学びの意欲向上につながった。 ○ 課題研究や講師招聘による特別講座などにおいて専門的な立場からの助言を受けることで、学びの質を深めることができた。
◇今後の対応方法	◇ より多様な「本物」に触れる機会を提供できるよう、新たな企業等と連携し、講座の充実を図る。 ◇ 生徒が探究心を一層高められるよう、高度な学びの機会の提供に加え、内容の充実を図る。

② 産学官連携による産業教育の充実

○取組状況と成果	○ 第34回全国産業教育フェア栃木大会の実施（文科省、産振中央会等との連携、来場者約42,000人）や高校生未来の職業人育成事業の実施（9校：企業・学校・関係者600人程度）により、産学官が連携し、産業教育の魅力を全国の専門高校関係者、県民に広く伝えることができた。
◇今後の対応方法	◇ 今後の少子化や働き手不足等への対応を踏まえ、学校行事など様々な機会を活用して、小中学生や保護者に対して、学習内容や学習成果の情報発信を行う。 ◇ 産学官連携の機会を増やし、実践的・体験的な学習活動を通して、産業教育の魅力を伝えたり、よりよい産業教育の在り方を検討したりしていく。

基本施策 13 県民一人一人の生涯学習への支援

社会の変化に対応しながら、健康で生きがいのある生活を送るためには、私たち一人一人が生涯にわたって自ら学習し、自己実現を図るとともに、他者と連携・協働しながら主体的に社会に参画していくことが求められています。

そのため、「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）」において、「学び、つながり、活躍できる人づくり」を基本目標とし、生涯学習を推進する基盤づくりに取り組むとともに、生涯にわたる学びの機会の充実や学びを生かした地域づくりの促進等に取り組み、県民一人一人の生涯学習活動の支援に努めていきます。

推進指標		とちぎ県民カレッジ年間受講者数（累計）					
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	74,229人	29,918人	70,039人	106,297人	136,493人		420,000人
① 学びを生かした地域づくりの促進							
○ 取組状況と成果	○ 各教育事務所において「地域コーディネーター養成研修」（受講者延べ443名）を実施し、地域づくりの要となる地域コーディネーターの養成や資質向上を図るとともに、地域の活動者の横のつながりを構築することができた。 ○ 総合教育センターにおいて「地域づくりを考える！青少年ボランティアセミナー」（受講者延べ104名）及び「学びによる地域づくり実践セミナー」（参加者延べ200名）を実施し、地域づくりに参画する青少年の育成を図ることができた。						
◇ 今後の対応方法	◇ 地域で主体的に活動できる人材を確保するため「地域コーディネーター養成研修」の周知方法を工夫するとともに、地区ごとの課題に対応した研修となるよう内容の充実を図っていく。 ◇ ボランティア活動に関するワークショップやNPO法人でのフィールドワーク等を取り入れた実践的な研修を行い、地域づくりや社会参加に対する意識の高い青少年の育成を図っていく。						

検討会議委員からの主な意見

- ・ 近年、多くの児童生徒が、ボランティアを前向きに捉えている。「ボランティアセミナー」等をより一層充実させることにより、ボランティア精神の更なる育成に取り組んでいただきたい。
- ・ 円安等の影響で、留学に係る費用が高騰している。物価高騰などの社会状況等も踏まえながら、オンラインでの交流等、多様な活動を通じて国際的な視野を養えるような取組もお願いしたい。

基本目標 VI 教育の基盤を整える

基本施策 15 学校教育の情報化の推進

学習指導要領(平成 29・30 年告示)において、「情報活用能力」(情報モラルを含む。)が学習の基盤となる資質・能力の一つとして初めて規定されました。

また、G I G Aスクール構想による、1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備によって、これまでの学校教育の実践と I C Tや先端技術を効果的に組み合わせた、新しい時代の学校教育を実現する必要があります。

児童生徒の「情報活用能力」の育成を図る手段として I C Tを活用することは有効であるため、I C Tを活用するために必要な学校のコンピュータや情報通信ネットワークなどの環境を整えるとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実を図れるよう教員の I C T活用指導力の向上に努め、多様な子どもたちの資質・能力を育成するための個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学びの実現を目指します。

推進指標	I C T活用指導力チェックリストの「授業に I C Tを活用して指導する能力」に関する設問において、「できる」もしくは「ややできる」と回答した教員の割合 〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)		100%(2022年度までに90%以上)
	72.0%	71.8%	75.7%	77.9%	78.0%		

① 教員の I C T活用指導力の向上

○取組状況と成果	○ 教育D X推進研究校等における I C Tを活用した授業改善の実践事例を県の研究発表大会等で発信するとともに、県立学校では I C T活用の強化月間を定め、全ての教員が授業において実践することにより、I C Tを活用した授業の推進を図った。 ○ 教育課程研究協議会において、各教科で I C Tを活用した実践及び I C T機器を活用する際の工夫や課題について協議を行い、授業における取組の改善を図った。 ○ 県と全市町が参加する「栃木県公立学校における共同調達会議」において、各学校や自治体が抱える課題の解決に向けて、専門的な知見をもつ教育C D Oによる講話を実施した。また、I C T活用についての情報共有や諸課題への対応を協議し、全県的な教育D Xの推進を図った。
◇今後の対応方法	◇ 教員の I C T活用指導力は徐々に向上しているものの、I C Tを活用しない指導方法からの転換に不安を抱える教員もおり、学校間や教員間格差につながっているため、教育C D Oがもつ I C T及び教育に関する専門的かつ、先進的な知見をもとに、端末の更なる活用に向けた学校や教員への支援の在り方を検討するなど、教員の I C T活用指導力の更なる向上を図る。 ◇ 引き続き「栃木県公立学校における共同調達会議」等を通して、県や各市町が作成した「1 人 1 台端末の利活用に係る計画」が実行されるよう情報共有や諸課題への対応を協議し、I C T活用を含めた全県的な教育D Xの推進を図る。

② 情報モラル教育の充実	
○ 取組状況と成果	○ 教職経験に応じた研修において、段階的に情報モラルに関する研修を実施することにより、教員の指導力の向上を図った。また、教員対象の研修会に指導主事を派遣し、研修のサポートを行った。 ○ 児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教材「GIGAワークブックとちぎ」と、その活用方法を示した「活用の手引」の周知・啓発を行い、情報モラル教育に関する指導の充実を図った。 ○ 児童生徒や保護者向けリーフレットの県公式LINEによる発信や各学校における活用を通して啓発活動を推進し、ネットトラブルの未然防止に努めた。
◇ 今後の対応方法	◇ 教員の情報モラル指導力については、研修等を通じて着実に向上してきているが、「学校ネットパトロール事業」の調査結果からはSNSをはじめとするネット上での児童生徒のトラブルが依然として散見されるため、学校の要望に応じて教員向け研修会開催の支援を行うなど、引き続き対応を進めていく。
③ ICT環境の充実	
○ 取組状況と成果	○ 県立学校においては、GIGAスクール運営支援センターを継続して設置することで、コールセンターやICT支援員によるICT機器のトラブル対応等を行い、学校現場でICT機器が円滑に利用できるよう支援した。 ○ 総合教育センターのネットワーク環境を整備することで、教員が授業で利用している端末を使った研修の実施が可能となり、より学校現場に近い環境で研修を実施できるようになった。 ○ 義務教育段階の学習者用1人1台端末の更新については、国のガイドライン等をふまえ、県と全市町が連携しながら、今後の端末の利活用活性化につながるような端末選定を行い、県域での共同調達を実施した。
◇ 今後の対応方法	◇ 今後、端末の活用が進むことにより、多くの児童生徒がネットワークに同時接続するようになるため、ネットワーク環境の増強が必要となってくる。県立学校においては、令和6年度に国が示した学校規模ごとのネットワーク速度の基準を全ての学校で達成できるよう、通信環境の改善に努めていく。 ◇ 1人1台端末などのICT機器や統合型校務支援システムなどの各種システムを円滑に運用していくことに加え、現状の課題を把握し、計画的な更新や県域での共同調達について検討していくことで、ICT環境の更なる充実に取り組んでいく。

基本施策 16 教員の資質・能力の向上							
学校が取り組むべき今日的な課題は、年々高度化・複雑化しており、状況に応じた組織的な対応が求められています。一方で、教員の大量退職時代を迎え、学校で指導的立場を担うベテラン教員の退職、採用者数の増加に伴い、ミドルリーダーの育成や若手教員の資質・能力の向上が、総合的かつ組織的に取り組むべき喫緊の課題となっています。 そのため、教員の養成・採用・研修に一体的に取り組むことにより、教員一人一人の自覚、使命感の高揚と資質・能力の向上に努めていきます。							
推進指標	県総合教育センターが実施した研修について「自身のキャリアステージに応じた資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合 〔受講者振り返りシート〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019) 79.2%	80.0%	80.6%	81.1%	80.4%		毎年度80%を上回る
① 教員のキャリアステージに応じた研修の充実							
○ 取組状況と成果	○ 教職経験年数や職位に応じた研修や教科の専門性を高めるための研修を実施し、教員としての基礎的な知識の理解、実践的指導力の向上を図った。 ○ 教職20年目研修について、リーダーシップに関する内容や選択研修を取り入れるとともに、3日のうち半日をオンデマンド、半日をリアルタイム・オンラインで実施することで、教員の負担軽減を図りながら学校経営の中核を担う教員としての資質の向上を図った。 ○ 宇都宮大学との連携による「教職員サマーセミナー」において、新たに臨時的任用職員対象の研修を実施し、授業づくりや学級経営に関する基礎的な知識や技能、教職への意欲の向上を図った。						
◇ 今後の対応方法	◇ 「栃木県教員育成指標」、「栃木県教員研修計画」及び「受講者による研修評価・振り返りの記載」等を踏まえ、研修評価を行い、研修内容の改善を図るとともに、教員としての基礎的な知識の理解、実践的指導力の向上を図る。 ◇ 教職経験年数に応じた研修について、カリキュラム・マネジメントに関する内容の充実に努め、教員の指導力の向上を図る。						

基本施策 17 学校運営体制の充実

現在、社会が急速に変化する中で、学校を取り巻く課題は、より複雑化・困難化しています。また、子どもたちが予測困難な未来を主体的に生き、社会の形成に参画する上で必要となる資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められており、新たに指導すべき内容、取り組むべき課題等も生まれています。

教員が心身の健康を保ちながら、様々な課題に的確に対応しつつ、子どもたちに将来必要となる資質・能力を確実に身に付けさせていくためには、限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を十分に確保する必要があります。

そこで、教員が本来担うべき業務に専念できるよう、学校における働き方改革を推進するとともに、きめ細かな指導を可能とする指導体制の充実を図ります。

さらに、教職員の保健管理の充実に努め、全ての教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら教育の質を高めていけるよう支援していきます。

推進指標	少人数学級及び少人数指導の成果として、きめ細かな指導につながった旨の回答をした小・中・義務教育学校の割合 〔少人数学級実施状況調査、少人数指導の実態に関する調査〕						
少人数学級 少人数指導	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
	94.9%	95.8%	96.3%	96.2%	96.5%		毎年度95%を上回る
	97.7%	97.6%	97.6%	98.9%	98.0%		
推進指標	「業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した」と回答した公立学校教員の割合 〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
	24.3%	31.8%	29.0%	29.3%	44.2%		50%以上
推進指標	公立学校教員の1か月当たりの時間外勤務時間(在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた各月の合計時間の平均) 〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
	49.5時間	48.0時間	49.5時間	46.1時間	44.8時間		45時間以下

① 学校における働き方改革の推進	
○ 取組状況と成果	○ 働き方改革に関する外部専門家を招き、市町立小・中・義務教育学校の校長対象の学校マネジメント研修を実施するとともに、研修動画の全県立学校長への周知も実施した。その結果、管理職がその役割を再認識し、校内で業務改善に取り組む委員会の設置が増えるなど、各校における働き方改革の取組が促進された。 ○ モデル校事業において、業務改善の好事例を創出するとともに、1月のオンライン実践報告会で、業務改善を進める方法を含め、各校の取組事例を広く周知することで、教員一人一人が当事者意識を高めながら学校全体で業務改善に取り組む意識を高めた。
◇ 今後の対応方法	◇ 2期プランの中間目標（令和6年度までに時間外在校等時間が月80時間を超える教員をゼロとする）の達成とはならず、依然厳しい状況である。新たにリーフレットを作成し、保護者、地域住民、首長部局等と連携・協働した取組の一層の充実に取り組む。 ◇ 業務量の適切な管理と「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に基づく適正な部活動運営について、あらゆる機会を捉えて周知が行われるよう徹底を図り、実効性を高めていく。 ◇ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の改正について各学校に周知するとともに、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画を策定し、各市町教育委員会へ計画の策定・実施に関する助言等にも努めることで、全県的に学校における働き方改革を一層推進していく。

基本施策 18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進							
次代を担う子どもたちには、変化の激しい時代に対応するため、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら課題を解決する力が求められています。このような力は学校だけで育まれるものではなく、家庭における教育はもちろんのこと、地域の多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれていきます。 社会全体で子どもたちを育てる取組は、大人の学びや地域の活性化にもつながることから、今後は、学校と地域が連携・協働するための体制整備を支援するとともに、子どもの生きる力を育みながら、家庭と地域の教育力の向上を目指す「ふれあい学習」の取組の充実を図ります。							
推進指標	小・中・義務教育学校における地域学校協働本部カバー率 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査(文部科学省)]						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	65.0%	64.3%	66.4%	64.5%	73.0%		80%を上回る
① 「ふれあい学習」の推進							
○ 取組状況と成果	○ 教育事務所ごとに地域で行われる子どもや大人の体験・交流活動の関係者が集う実践交流会（ふれあい学習ネットワーク）を開催し、地域の教育力向上に向けた熟議、意見交換等を行い、関係者間のネットワークづくりとそれぞれの取組について情報の共有を図った。（参加者延べ590名） ○ 地域学校協働活動推進員養成研修を実施（受講者延べ123名）して地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）の養成を図るとともに、新たに令和6年度から「地域学校協働活動推進員パワーアップ講座」を実施（受講者18名）して統括的な推進員を養成し、人材の育成を図った。						
◇ 今後の対応方法	◇ 実践交流会（ふれあい学習ネットワーク）での成果を踏まえ、地域コーディネーターや家庭教育支援者等ふれあい学習の推進に携わる関係者を対象とした研修の充実を図り、多世代交流や家庭教育等、地域の実情に応じたふれあい学習のさらなる推進を図る。 ◇ 地域の活動実践者を推進員として養成していくとともに、推進員として活動している方の中から統括的な推進員を養成し、ふれあい学習や地域学校協働活動の充実を図っていく。						

基本施策 19 魅力ある県立高校づくりの推進

社会が急速に変化を続け、将来の予測が困難な時代において、高等学校においては、主体的に社会に参画し、多様な人々と協働しながら、幅広い視野と柔軟な発想で新たな価値を創造し、持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが求められています。

各学校では、地域における自校の役割を踏まえ、育成すべき生徒の姿や資質・能力を明確にし、その実現のため、地域との協働の下、社会に開かれた教育課程や探究的な学習活動、特別活動等を創意工夫し、特色ある教育活動を進めます。

また、引き続き、国の教育改革の動向や社会のニーズを見極めながら、新たな教育システムや国、県の支援事業の導入等により、今後とも時代や社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めます。

○ 取組状況と成果	○ 第三期県立高等学校再編計画に基づき、馬頭高校、黒羽高校、那須高校を2学級特例校としたほか、益子芳星高校を3学級特例校とするとともに、単位制を導入し、生徒の多様な進路希望や学習ニーズに対応した科目を開設するなど、教育内容の充実を図った。 ○ 同計画に基づき、令和9（2027）年度に開校する中等教育学校、未来共創型専門高校、総合学科高校、フレックス・ハイスクールの新校設立準備委員会を設置し、校名案やスクール・ポリシー等を検討するなど、魅力と活力ある新校となるよう、開校に向け準備を進めた。 ○ スクール・ミッションに基づき、各校の特色化を推進するとともに、コミュニティ・スクールを県立高等学校12校に設置し、学校が地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを進めた。
◇ 今後の対応方法	◇ 第三期県立高等学校再編計画に基づき、地域との連携・協働を図りながら、県立高校の更なる特色化・魅力化を図る。 ◇ 令和9（2027）年度に開校する新校の新校設立準備委員会において、特色ある教育活動等の検討を進め、新校設置計画を策定する。 ◇ 令和10（2028）年度に再編・統合等を実施する対象校において、新校設立準備委員会を設置し、校名案など新校の基本的な枠組みについて検討を進める。 ◇ 地域における幅広い教育資源を活用し、生徒や学校の抱える課題の解決や、生徒の豊かな成長につなげるため、コミュニティ・スクールの更なる拡大・充実を図る。

基本施策 20 学校施設・設備の整備	
県立学校における校舎・体育館等の施設や職業系高校の実験実習用機器等の産業教育設備については、児童生徒等の安全・安心な学習環境を確保するため、計画的な改修や更新等を行っていきます。 公立小・中・義務教育学校の施設についても、児童生徒の安全・安心な学習環境を確保するため、市町に対して積極的な取組を働きかけ、施設の整備を促進していきます。	
① 県立学校施設・設備の整備	
○ 取組状況と成果	○ 安全・安心な学習環境を確保するため「県立学校施設長寿命化保全計画（第Ⅱ期中期計画：R 4～R 8）」に基づき、学校施設の計画的な改修を進め、令和 6（2024）年度は 17 校 23 棟の改修工事を実施した。これにより、建物及び設備の機能維持・回復を図り、児童生徒の安全安心な学習環境を確保した。 ○ 工業高校や農業高校などの職業系高校の実験実習設備について、7 校 7 品目を整備・更新し、実習授業の環境改善を図った。 ○ 特別支援学校においては、施設の狭隘化や在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化が進む中、「特別支援教育の充実に向けた方針」に基づき、特別支援学校各種施設の整備計画の策定や校舎のバリアフリー化に取り組んだ。バリアフリー化工事については、令和 6（2024）年度は、改修箇所が多い那須特別支援学校において優先的に実施し、これにより、障害が重度・重複化した幼児児童生徒の学校生活環境の改善に繋がった。
◇ 今後の対応方法	◇ 令和 7（2025）年度以降も学校施設の長寿命化対策を計画的に推進するとともに、トイレの洋式化などに引き続き取り組んでいく。 ◇ 実験実習設備については、職業系高校などの実情に即し、整備・更新していく。 ◇ 引き続き、特別支援学校における施設整備、段差解消を含めたバリアフリー化工事を計画的に実施していく。

検討会議委員からの主な意見

- ・ ICT の利用に関しては、積極的に取り組む教員とそうではない教員の間に大きな乖離があるように思われる。今後、活用できる教員が少しでも増えるよう、指導を進めていただきたい。
- ・ 教育事務所ごとに行われている実践交流会（ふれあい学習ネットワーク）は大変充実しており、ぜひ継続していただきたい。また、ふれあい学習に携わる関係者を対象とした情報交換会をさらに充実したものにしていきたい。

Ⅲ 教育委員会の活動状況について

1 会議等の運営及び開催状況等

教育委員会会議については、原則として毎月第1火曜日に「定例会」、また、必要に応じて「臨時会」を開催している。このほか、施策の勉強や事前協議等のため、適宜、「教育委員協議会」を開催している。

令和6(2024)年度の開催回数は、次のとおりである。

【会議の開催状況】

○定例会	…………12回	
○臨時会	………… 3回	
○協議会	…………16回	〔合計31回開催〕

2 会議の内容

定例会、臨時会及び協議会において、総件数 173 件におよぶ議案等の審議等を行った。

会議は原則公開になるが、人事に関する議案を審議する場合等では、出席委員の3分の2以上の多数をもって、非公開の会議とする場合がある。

なお、定例会、臨時会及び協議会において審議された内容別の件数は、次のとおりである。

総件数	173件
【内訳】	
○議案	57件
・教育行政の運営に関する基本方針に関すること	14件
・人事、服務に関すること	22件
・条例、規則等の制定、改廃に関すること	10件
・学校教育に関すること	8件
・表彰に関すること	2件
・その他	1件
○報告	47件
○協議等	69件

3 会議以外の活動状況

教育委員は、会議以外に、総合教育会議、関係機関等との意見交換、創立記念式典等への参列などの各種活動を行っている。

(1) 総合教育会議・・・・・・・・・・ 1 回

知事が招集する栃木県総合教育会議に出席し、とちぎの未来の教育について等の協議を行った。

(2) 関東地区協議会、関係機関等との意見交換会等・・・・ 5 回

教育行政に関する情報交換や諸問題等を協議するため、全国及び 1 都 9 県教育委員会協議会への出席のほか、関係機関等との意見交換会を実施した。

【行 事】

- 令和 6 (2024) 年 4 月 25 日 (木) 1 都 9 県教育委員会全委員協議会 (茨城県水戸市)
- 令和 6 (2024) 年 7 月 18 日 (木) 及び 19 日 (金) 全国都道府県教育委員会連合会第 1 回総会 (兵庫県神戸市)
- 令和 6 (2024) 年 8 月 29 日 (木) 及び 30 日 (金) 1 都 9 県教育委員会教育委員協議会 (長野県長野市)
- 令和 7 (2025) 年 1 月 17 日 (金) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会 (W e b 開催)
- 令和 7 (2025) 年 1 月 27 日 (月) 全国都道府県教育委員会連合会第 2 回総会 (東京都千代田区)

(3) 学校等訪問・・・・・・・・・・ 2 箇所

学校現場の状況を把握するため、学校等を訪問し、授業や施設等の視察及び職員との意見交換を実施した。

【訪問先】

- 令和 6 (2024) 年 7 月 1 日 (月) 栃木 JIMINIE 倶楽部 自然の家みかも
- 令和 6 (2024) 年 8 月 6 日 (火) 栃木県立文書館

(4) 創立記念式典・・・・・・・・・・ 7 回

県立学校における創立記念式典に参列した。

(5) 各種行事、大会・・・・・・・・・・ 7 回

教育委員会主催の表彰をはじめ、各種行事に参加した。

【行 事】

- 令和 6 (2024) 年 8 月 2 日 (金) STEAM 体験 DoCAMP 視察 (ライトキューブ宇都宮)
- 令和 6 (2024) 年 10 月 1 日 (火) 足利高等学校新校舎落成記念式典 (栃木県立足利高等学校)
- 令和 6 (2024) 年 10 月 15 日 (火) とちぎ教育賞表彰式 (県公館)
- 令和 6 (2024) 年 10 月 26 日 (土) 第 34 回全国産業教育フェア栃木大会総合開会式 (ライトキューブ宇都宮)
- 令和 6 (2024) 年 10 月 28 日 (月) 教育功労者等表彰式 (県公館)
- 令和 6 (2024) 年 10 月 28 日 (月) 学校教育支援ボランティア感謝状贈呈式 (県公館)
- 令和 7 (2025) 年 1 月 24 日 (金) 及び 25 日 (土) 県教育研究発表大会 (総合教育センター及び W e b 開催)

- (6) 研修会等・・・・・・・・・・・・・ 1 回
 今日的な教育課題や職務遂行に必要な知識等について理解を深めるため、研修会を実施した。
- (7) 関係機関・会議
 教育委員が次の関係機関の委員等に就任している。
 県共同募金会、県私立学校審議会、県育英会選考委員会等

4 教育委員一覧 (R7(2025). 3. 31 現在)

職 名	氏 名
教育長	阿久澤 真理
委員(教育長職務代行者)	鈴木 純美子
委 員	永島 朋子
委 員	松金 公正
委 員	尾崎 宗範
委 員	板橋 信行

「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動
うちの子・よその子・栃木の子、みんなで育てて明るい未来

